

令和元年 7 月 1 2 日

お客様各位

秋田信用金庫
理事長 平野敬悦

不祥事件発生とお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら、当金庫において下記の不祥事件が発生いたしました。
社会的、公共的使命を担い、何よりも信用第一を旨とすべき金融機関において、不祥事件を発生させたことに対し、役職員一同深く反省いたしております。直接の被害に遭われたお客様、当金庫をご支援、ご愛顧いただいているお客様、そして地域の皆様に、ご心配とご迷惑をお掛けしたことに、心からお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事件を起こした者 | 自衛隊前支店に勤務していた 20 歳代の男性元職員 |
| (2) 事件内容 | お客様の預金着服及び借名による借入金の着服
①預金着服については、平成 31 年 3 月と 4 月の 2 営業日に係る 16 件の集金分を着服
②借名による借入金の着服については、平成 30 年 2 月からお客様 2 名の方のお名前を借りた 4 件の借入金を着服 |
| (3) 発覚日 | 令和元年 6 月 21 日 |
| (4) 事故金額 | 預金の着服額 651,760 円
借名による借入金の着服額 5,215,000 円 |
| (5) 実損金額 | ありません 元職員より全額回収いたしました |
| (6) 発覚の経緯 | お客様からのお問い合わせにより発覚 |

2. 被害を受けられたお客様への対応

被害を受けられたお客様には、事実関係をご説明したうえで深くお詫び申し上げますと共に、被害額全額について弁済手続きを終えております。

3. 関係者の処分

- (1) 元職員については、懲戒解雇処分といたしました。
- (2) 理事長以下関係する役職員についても、経営責任、管理・監督責任を明確にするため減給等の処分を実施しております。

4. 関係機関への報告

本件についてはすでに監督官庁等への報告をおこなっております。

5. 今後の対応

当金庫はこれまで、法令等遵守態勢及び内部管理態勢の強化を経営の最重要課題として、不祥事件発生防止に努めて参りました。しかし、今回、このような事件を発生させてしまったことは、態勢の強化がまだまだ不十分で、十分な機能を果たしていなかったものと考えております。

今後は、今回の不祥事件を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、再発防止に向けて、会議・研修等を通じ周知を図ると共に、更なる再発防止策を講じたうえで、法令等遵守態勢ならびに内部管理態勢のより一層の強化・充実を図りながら、役職員一丸となって、信頼の回復に全力で取り組んでいく所存でございます。

以上

※本件に関するお問い合わせ： 秋田信用金庫 監査室 (電話：018-866-6171)